



富士山

年頭のごあいさつ

アスパラガス生産再構築で

農業の活性化を

農業委員会会長 伊澤春一

明けましておめでとう
ございます。皆様には輝
かしい新春をお迎えのこ
ととお慶び申し上げます。
昨年、新たな農政改
革のスタートの年であり
ましたが、新潟中越沖地
震によるキノコ栽培など
に大きな被害や、米の過
剰作付けと米消費の減少
などから米の価格下落と
なっており、先行きに大
変な不安をきたした年で
もありました。地域農業
の厳しさの現状を訴え農
政の転換をと農業委員全
員で昨年12月に農林水産
大臣に直接要請をおこな
うことができました。



そんな中でも地域皆で
支える農業の担い手とし
ての集落営農組織である
外様営農組合の発足や、
全国米食味コンクールで
3農家が入賞され飯山の
米のアピールなどこれか
らの農業への明るさも感
じられました。
今年、農業者が安心
して農業生産活動に携わ
る事が出来ることを念じ
ておろしだいでありませ
う。農業にとりて年々厳し
さがますますあります。

が、とりわけ稲作におい
てはこれ以上米価格の低
下をさせないために需給
調整が特に必要となりま
す。今年の生産調整では
全員の参加が大切です。
稲作経営を守る観点から
皆で協力することが求め
られる年にもなります。
畑作の主要品目であり
ますアスパラガス生産も
いろいろな条件が重なっ
て生産が減少してきてお
りませんが、市場からは飯
山のアスパラガスは一番
だと期待されております。
そこでアスパラガス生産
再構築運動に関係機関と
共に取組み地域農業の活
性化に務めたいと考えて
おります。

市長建議

農業委員会では11月14
日、石田市長に対して、
平成19年度農林業振興施
策に関する建議を行いま
した。



従来より、飯山らしい
農業振興策をいかに確
立するかが大きな課題で
あり、市政に対しより積
極的で確かな施策展開を
願って、市長への建議を
行ったものです。
建議の主な内容は次の
とおりです。

1. 飯山市農林業の振興
対策について
・ 農業振興策の樹立と地
産地消・地域農産物の消
費拡大や安全・安心の産
地づくり
・ 土地利用型農業の振興
対策
・ 施設型農業の振興対策
・ 遊休農地の活用対策
・ 循環型農業の推進
2. 農業・農村環境整備
と地域活性化について
・ 農業の未来を担う人づ
くりの充実
・ 農作物災害等対策
3. 国・県等関係機関へ
の要望
・ 担い手・経営安定対策
・ 国産農産物の消費拡大
・ 米政策 等

石田市長からは「いろ
いろな課題が山積みして
いるが、予算編成では皆
さんの意見を予算に反映
していくなど、建議書の
意見を参考にし取り組
んで行きたい」とのあい
さつがありました。

農水大臣室へ要請行動

12月7日に農業委員会
では農林水産省の若林大
臣を訪問し、現在の飯山
市農業に係る要望書を手
渡すとともに率直な意見
交換を行いました。

この行動は、日頃の農
業委員活動の中で感じて
いる厳しい農業情勢を直
接、大臣に訴えたいとい
う思いから、石田市長の
働きかけにより実現しま
した。

当日は農業委員全員と
石田市長が上京し、大臣
室において伊澤農業委員
会長から若林大臣へ要望
書が手渡されました。



要望では、①米の価格
が前年比に比べわめて低
い状況から、このままで
は農家の生産意欲の低下
や耕作放棄地が増えてい
く恐れのあること、②同
じく飯山市の主要な農産
物であるキノコの販売価
格が下落しているため、
キノコ農家に対する新た
な支援策、③中山間地域
直接支払事業の継続、④
農地・水・環境向上保全
対策事業の交付金の使途
についての柔軟な対応、
⑤飯山国営農地への大型
機械導入の支援などに
ついて、若林大臣に訴え
ました。



これに対し若林大臣か
らは、米価の大幅下落の
緊急対策として、政府備
蓄米の在庫を適正水準の
百万トンを満たすために、
国が三十万トン以上を買
い入れる方針や、世界的
な原油価格の値上がり
を受けて、花などの施設園
芸の省エネを進めるため
の緊急支援対策を進めた
い、補助金、交付金など
の意見がありました。

農業者年金に

加入しませんか？

◎加入の条件は？

- ・ 次の3つの条件を満たす
者は誰でも加入できます。
・ 国民年金の第1号被保険
者である者
- ・ 60歳未満の者
- ・ 年間60日以上農業に従事
する者

◎加入や脱退は自由

加入や脱退はいつでもで
きます。加入期間に関わら
ず、納めた保険料は将来年
金として受け取ることにな
ります。

◎保険料は自分で決 定

毎月の保険料は2万円
を基本に最高6万7千円ま
で千円単位で自由に決めら
れ、いつでも金額を変更で
きます。保険料は60歳まで
納めることができます。

◎65歳から受給できま す

年金は終身にわたって受
け取れ、80歳前に亡くなっ
た場合は、80歳までに受け
取るはずであった年金額を

死亡一時金として遺族の方
が受け取れます。年金受給
前に亡くなった場合は、死
亡一時金があります。

◎税制面のメリット

保険料は全額(1人最高
年額80万4千円まで)所得
税の社会保険料控除の対象
になります。また、受け取
る年金は公的年金控除の対
象となります。

◎保険料への助成制度 があります

60歳までに20年以上加
入することが見込まれ、農
業所得が90万円以下の農
業者が、認定農業者など定
められた条件を満たした場
合、基本保険料(2万円)
のうち国から2割〜5割の
助成(政策支援)を受ける
ことができます。

加入を希望される方、興
味をお持ちの方は、農業委
員、農業委員会事務局(☎
62・3111内線261)
またはJA各支所までお問
い合わせください。